

事業承継税制に関する一考察

久米和夫・後藤次郎

A study of Business Succession Tax

Kazuo KUME and Jiro GOTO

ABSTRACT

Business succession is an important management issue for small and medium enterprises. The new tax measure for the succession to businesses was formulated due to the revision of the tax system enacted in 2009. This measure, called 'Tax Incentive Measures', was laid down for business successors to postpone a tax payment grace period. However, there is a problem in this tax measure with regard to the equity of taxation, which is a fundamental principle of the Inheritance Tax Act. In addition, we can see further problematic aspects in the current method of taxation. By means of analyzing these problems, the tax system and the business succession tax should be improved. This essay examines the tension between the new tax measure and the Inheritance Tax Act, and other relevant issues in the current method of taxation.

KEYWORDS : Business Succession Tax, Small and Medium Enterprises, Tax Payment Grace Period, Tax Incentive Measures, Method of Taxation

1 はじめに

事業承継税制の確立は、我が国の中小企業者、商工会議所、法人会、経済産業省の長年の要望であった。円滑な事業承継は中小企業の重要な経営課題であり、国民経済の視角からも大きな問題となっている。

事業承継に当たって、相続税の負担が大きく経営を圧迫し事業用資産を売却し、廃業へ追い込まれる場合があり、地域の雇用が縮小し、日本経済を支える中小企業の技術が喪失し、国際競争力を失う状態に至ることとなるからである。

フランス、ドイツ、イギリスなど諸外国においては事業承継を薦める制度があり、またカナダ、

オーストラリア、スイス等の諸国では相続税すらなく¹、税負担がないゆえ事業承継に有利な環境であり、雇用を確保することで技術継承を行い、そのことにより地域経済に貢献し国際競争力を強化できるのである。

こうしたことから我が国においても相続税問題への関心が高まり事業承継が厳しい状況となっている中小企業について、事業承継の一層の円滑化を支援する観点から2009(平成21)年度税制改正により新たな事業承継税制が成立した。

この新しい事業承継税制は相続税法の仕組みの中でいかなる位置にあり、政策税制といわれる事業承継税制が相続税法の原則といかなる緊張関係にあるのか、この税制は現行の課税方式から遺産取得課税方式への移行と併せて議論されてきた。この点を踏まえて本稿では現行の課税制度及び事業承継税制の問題点を明らかにするとともに、今後の課題などを提示する。

2011年10月24日受付、2012年1月18日最終受付
久米和夫 四国大学大学院経営情報学研究所博士前期課程
Kazuo KUME, Nonmember (Graduate School of Management and Information Science, Shikoku Univ., Tokushima, 771-1192 Japan).
後藤次郎 四国大学大学院経営情報学研究所
Jiro GOTO, Member (Graduate School of Management and Information Science, Shikoku Univ., Tokushima, 771-1192 Japan).
四国大学経営情報研究所年報 No.17 pp.89-101 2012年2月

2 事業承継税制の背景と課題

2-1 事業承継の意義

事業承継とは、企業の経営を現在の経営者から後継者へ引き継ぐことである。事業承継には「経営の承継と自社株式及び事業用資産の承継」²という二つの側面がある。

事業承継には様々なスキームがあるが、事業を承継する者が被相続人である先代オーナー経営者の相続人であるか否かにより、相続内の事業承継と相続外の事業承継に分類できる。相続内の事業承継は法定相続によるもの、生前贈与及び遺言を活用するもの、会社法を活用するもの、信託を活用するものなどがある。また、相続外の事業承継には株式譲渡、事業譲渡などによるMBO (Management Buy Out) を用いる方法があり現代版のれん分けと称されている。

2-2 事業承継税制の意義

次に事業承継税制の意義であるが、中小企業のオーナー経営者が死亡し、その相続人が経営を引き継ぐ場合に、自社株式や事業用資産に対する相続税の負担を軽減し、事業承継を円滑に進める仕組みである。

中小企業ではいわゆる所有と経営が分離されていないので、オーナー経営者に株式が集中する傾向にあり、またオーナー経営者個人の所有する宅地が事業用に使用されることもある。さらに事業に関係するものであっても、個人名義の資産を親族が引き継ぐ際には相続税が課税される。そして税負担があまりに重く納税のために工場や敷地を売らざるを得なくなるなど、事業承継が円滑に進まない虞がある。

中小企業のうち大部分を占めるオーナー型企業の事業承継にとって重要なことは、均分相続の制度の下、被相続人であるオーナー経営者が所有する株式を、後継者以外の相続人の遺留分等に配慮しつつも、会社経営の支配権を保ちながら、後継者である次世代のオーナーに受け継がせることである。

事業承継および事業承継税制は中小企業にかかわる重大課題であり、非上場株式の取り扱いが特に重要問題となる。そしてそれは、経営の承継と自社株式及び事業用資産の承継という両面を含むが、どちらをどのように、どんな理由で重視するのか、により制度は変わる。

事業承継税制は、企業の承継、経営の承継を重視したものであり、さらにこの税制は相続税法上の措置である。

2-3 事業承継の進み具合と背景

高度成長期に大量の経営者が創業し、事業を拡大させ一定程度以上の財産を保有する企業となったところ、昨今は多くの経営者が引退の時期を迎えつつあるといわれ事業承継は国の中小企業政策の重要な課題となった。

『中小企業白書』には我が国の中小企業の事業承継の現状が記述されている³。今日の中小企業は、年間29万社の廃業のうち後継者不在を第一の理由とする廃業が約7万社あり、雇用の喪失は毎年20万～35万人に上ると推定される⁴。

もし事業承継が円滑に進めば地域経済の衰退を防ぎ雇用確保に貢献するのである。それでは、今日の中小企業は事業承継に積極的か、否、必ずしも積極的でなく、進展していない。その理由は第一に、事業者の収入が少ないことであり、事業者の収入が雇用者年収を下回る現状である。第二に後継者は会社の借入金の個人保証の引継ぎを金融機関から求められる。第三に中小企業オーナーの個人資産に占める事業用資産が金額ベースで3分の2を占めている。相続税に関して63.5%の経営者が何らかの負担が生じると予想し、11.2%の経営者が5千万円以上の相続税負担が生じると予想（株式会社の場合は17.9%）している⁵。第四に、その事業の将来性に不安があり、また後継者の力量に不安がある。さらに、最近の20年間で親子間の承継割合は80%程度から40%程度まで大きく減っており、親族内の承継割合も90%強から60%強に減少している⁶。

2-4 制度改正前の問題点

2008(平成20)年及び2009(平成21)年に制度が改正されたが、それまでどのような状態でいかなる問題があったであろうか。それは、自社株式の譲渡の問題、相続税負担の問題、遺留分減殺請求の問題等々である⁷。

第一に、自社株式の譲渡の問題であるが、中小企業においては、オーナー経営者を中心に同族関係者が自社株の大部分を所有している場合が多い。円滑に事業承継を進めるためには、早期に計画的に、後継者を選定して、オーナーの持つ自社株式を集中して譲り、後継者が経営者としての地位を確実に保持できるようにしておく必要がある。自社株式の譲渡は後継者に売却しても良いが、後継者が負担する買入資金はどうするのか、あるいは生前贈与する機会が多いであろうが贈与税の負担は大きすぎるのでないか、などの問題がある。

第二に、相続税負担の問題がある。オーナー経営者死亡により事業を承継したが、納税資金の負担が大きく、事業用資産を売却することになれば事業継続が困難となり、雇用の確保もできず地域産業の活性化にも繋がらない。自社株式の評価において、比較的大きな中小企業では類似業種比準価格方式が採用されるが、利益を重視した計算方法であるので、収益性の良い会社ほど不利になると考えられる。

第三に、遺留分減殺請求の問題もある。経営者が生前贈与や遺言により後継者に自社株式や事業用資産を承継させても、経営者の死亡後、他の相続人は遺留分を侵された場合には、遺留分減殺請求をすることができる。遺留分を巡る紛争が起これば企業経営の安定性、継続性は脅かされることとなる。

3 事業承継税制の位置づけ

3-1 事業承継についての課税

事業承継は経営の承継と自社株式及び事業用資産の承継という二つの側面があり、これらは密接に結びついている。相続財産の承継において相続

税の負担が過大であれば納税資金負担で止むを得ず自社株式及び事業用資産の売却等を迫られ事業を継続的、安定的に維持運営することが困難になることも考えられる。経営の承継には地域社会の経済の活力を維持することや雇用を確保することなど大きな効果が見込まれる。

「相続税は、人の死亡によって、財産が移転する機会を捉えて、当該財産に対して、課税される租税である。相続税はもともと被相続人が生前に形成した相当規模の財産が、相続によって特定の相続人に偶発的に移転することに担税力を見出しつつ、富の不当な集中を防止するために、課税をとおして富の再配分を図ることをその正当化根拠とするものといえる。相続税は一部の富者が集中させた財産を、垂直的公平の観点から、課税をとおして実質的に処分することを企図する実質的財産税である⁸」といえる。しかしながら、事業承継者(相続人)が相続税の納税のため承継した事業用資産を売却せねばならないときには、売却したがゆえに会社経営のみならず、生計も維持できない状態に陥るなら、これは大きな問題であり、社会的経済的対策が講じられるべきである。

相続税は被相続人の死亡に伴い、課税を通して実質的に財産を処分することを想定しているが、社会的経済的要請は自社株式及び事業用資産の維持並びに事業の承継を強く求めることとなる。相続税のあり方と社会的経済的要請とは対立し緊張関係にある。

政府は『2011(平成23)年度税制改正大綱(2010(平成22年)12月16日)』⁹において、相続税の再分配機能が低下しているので課税ベースの拡大を図り、税率構造について見直すことで、再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する必要から、相続税を広く課税しようという方向に向かっている。そのため、事業承継税制は抑制される虞が出てくる。また逆に、立法者が事業承継税制を政策的に活用しようとするならば、重要な経済政策を税法の面で支え、事業承継税制は重要性を増すこととなる。

3-2 相続の根拠、相続税の根拠及び課税方式

相続の根拠はどこにあるのであろうか。相続の根拠としては、まず第一に、被相続人の財産を配偶者・子などに帰属させることにより安心して生活できる基盤を保障するため¹⁰であり、第二に、被相続人の遺産は、その形成に当たって、さまざまな家族の協力がされているので、相続人たる家族構成員の潜在的持分があり、これを相続という形で具体化するためであり、第三に、被相続人の権利義務の安定、取引の円滑性・安全性を保証するため¹¹などが考えられる。

これらの根拠のうち、相続税法上の問題としては、相続人である配偶者・子の生活基盤の保障をどう考えるのか、所定の額を課税対象から除外するのか。相続人に帰属していた潜在的持分の払い戻し¹²はどう考えるのか。一定部分を相続人固有のものとして課税対象から外すのか。この場合、承継した自社株式及び事業用資産のうち、その潜在的持分については、これに課税すべきではないと考えられる。

次に相続税の課税の根拠は何であろうか。「相続税の課税の根拠として、①遺産の取得による担税力、②富の再配分、③被相続人の生前所得の清算課税、④資産の引継ぎの社会化などが挙げられる。」¹³

課税の根拠と課税方式との関係でいえば、遺産課税方式は、被相続人の生前所得の清算課税、資産の引き継ぎの社会化という考え方と親和性を持ち、遺産取得課税方式は遺産の取得による担税力という考え方に親和性を持ち、富の集中排除という趣旨にかなう¹⁴。

我が国の相続税の課税方式は、法定相続分課税方式とよばれ、遺産取得課税方式と遺産課税方式を折衷したものである。我が国における課税の根拠には種々あるが、2007(平成19)年11月の税制調査会『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』は、「被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は遺産が相続されるそのときにその一部を社会に還元することによって、給

付と負担の調整に貢献できると考えられる」¹⁵としている。これは相続税が遺産税の性格を持つと述べていると考えられるが、2008(平成20)年度の税制改正にあたり、財務省の税制改正大綱¹⁶は相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることを検討するとしている。

相続税制の動向により事業承継税制のあり方は大きな影響を受ける。相続税制について税制調査会答申等では、基本的に相続税の大衆課税化、つまり増税の方向を示している。例えば2002(平成14)年6月の政府税調答申『あるべき税制の構築に向けた基本方針』¹⁷によれば、経済のストック化の進展により相続による資産移転の増加、社会保障の充実により公的な負担の増加、高齢化の進展による財産取得時期の遅れを前提として、より広く税負担を求める必要性があるとしている。相続税が大衆課税化の方向へ進む場合には、事業承継税制は制約を受けることとなる。

2008(平成20)年12月の『民主党税制抜本改革アクションプログラム』¹⁸では、相続財産の一部を社会に還元する観点から、遺産課税方式に転換することを検討すべきとし、課税ベース・税率の見直しについては、中堅資産家層の育成に配慮しつつ相続人等の努力と無関係な大きな格差が固定化しないよう配慮すべきとしている。併せて、相続財産の一部は社会保障給付が反映されているとも考えられるので、相続税の税収を社会保障の財源とすることも検討すべきであるとしている。

なお、中小企業の事業承継税制については、現実的な考慮から事業や雇用の継続を条件に、納税猶予を適用することとしている。

さらに、今後の社会保障制度は高福祉高負担の方向へ傾斜するであろうが、相続財産については、社会的財産又は公的財産としての位置づけが強まると考えられる。

以上のとおり、「資産の引継ぎの社会化の要請が強まるとしても、その意味や方向性は必ずしも明確でない」¹⁹。被相続人によって蓄積された相当額の財産について、相続を機にその一部を社会に還元する事や格差拡大を制限する事を重視するの

であれば事業承継税制の優遇措置は縮小の傾向が強くなる。

3-3 政策税制

『税制調査会 2002(平成14)年度の税制改正に関する答申(2001(平成13)年12月14日)』²⁰⁾において、「特定の資産の保有を誘導するインセンティブとして相続税を活用することについては問題が多い。相続税はすべての財産を平等に扱うことが課税の公平上強く求められていること、…(中略)…から、時々の政策手段として用いることにはなじまず、その政策的な活用は適当でない。」²¹⁾との考えが示されている。中小企業の事業承継について更なる優遇措置が必要とも考えられるが、これについては、「相続税の税率構造や課税ベースなど、幅広い見直しとの関連で検討していかねばならない。既存の優遇措置は、事業の円滑な承継を通じて中小企業の活性化につながる点は認められるが、次のような問題点も存在する。

1) 自ら起業する者と事業を承継する者との機会均等 2) 次世代経営者の能力の如何を問わず事業資産が移転され、資源配分の効率性を損なうこと 3) 事業用資産を持たない給与所得者の相続税負担とのバランス」²²⁾と慎重であり批判的である。

事業承継税制は、政策税制であるといわれている²³⁾。政策税制であれば、憲法14条1項に基づく租税公平主義の原則から事業承継税制は制約を受けるべきであり、事業承継税制による租税優遇措置は、同じ条件である者が同じに取り扱われないという点で担税力に即した課税がなされず、租税公平主義つまり課税の公平の原則に反することとなる。事業承継税制において後継者(相続人)には優遇措置が与えられるが、後継者以外の者にはなんらの優遇措置はない。さらに新規事業を起業しようとする者との間で公平な取り扱いとなっておらず、課税の公平の原則が貫かれているかどうかの検証が必要である。

「政策税制としての事業承継税制は、その政策目的の現実的妥当性、その達成度又は効果、他の代替的手段との選択可能性、その措置によって失

われる課税の公平の内容、程度等を勘案して、絶えず見直しを図る必要がある」²⁴⁾といえる。

3-4 諸外国の事業承継税制

諸外国の相続税において、事業承継円滑化の視角から事業用資産の様々な相続税負担軽減措置の特例がなされている。次に我が国と諸外国の事業承継税制の概要を示すと以下の図表のようになる。

我が国においても相続税の軽減制度はあるが、対象は宅地・農地等や非上場株式などに限定されており、事業用資産はあまり対象となっていないかった。

これに対し諸外国とも事業用資産について、事業承継を円滑に行うために相続税負担軽減措置を設けている。対象は、個人事業や農業、非公開会社等における事業用資産全体である。

4 現行課税方式の問題点

事業承継税制は常に課税方式の検討と併せて論じられてきた。ここで、現行の課税方式について問題点を研究したい。現行の相続税の課税方式は、「法定相続分課税方式²⁵⁾」といわれ、我が国独自の課税方式で遺産取得課税方式と遺産課税方式の要素を組み入れているが、全く異なる性質の課税方式の折衷であるので、様々な弊害が生じている。あるべき課税方式を探っていくためにもこの課税方式の問題点を検証し研究する必要がある。

4-1 相続した額が同じで税負担が異なる場合

現行の基礎控除は遺産全体に対する基礎控除となっており、遺産を取得しない相続人も法定相続人であれば基礎控除額に影響を与える。そのため、基礎控除の算定及び税率適用に影響する養子の数が制限されている。

現行の課税方式は、1958(昭和33)年の改正で採用された。法定相続分課税方式と呼ばれるが、多くの問題がある。

特に相続によって取得した財産の額が同じであっても、遺産の額の大きさと相続税額が異なる

図表1 各国の事業承継税制の概要

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
<p>一定の要件を満たす場合、事業用資産に係る130万ドルまでの非課税措置（ただし、統一税額控除額を含む。）</p> <p>この規定は、現在、遺産税廃止法により相続税の軽減が130万ドル以上のため、2004年以降実質減税効果なし。</p>	<p>事業用資産について、事業用資産控除が設けられている。事業会社（個人事業を含む）の事業用資産や株式について100%（又は50%）の減額。相続前2年間の保有要件があるが相続後の継続保有要件はない。</p> <p>農業用資産について、農業用資産控除が設けられている。</p>	<p>事業用資産、農林業用資産、家族関連会社の持分を取得した場合、225,000ユーロまでは非課税となる。これを超過する部分については、更に価格を35%控除する。</p> <p>（要件等）死亡による取得又は生前贈与による取得の場合に限られ、取得者には5年間の継続保有が要求される。</p> <p>事業用資産、農林業用資産、家族関連会社の持分をクラス2又は3に属するものが取得する場合には税額控除を用いた調整により、これらの財産に対して課税クラス1の税率を適用する。</p>	<p>事業会社（個人経営も含む）の事業用資産又は株式の相続は75%控除。</p> <p>（要件等）事前に被相続人が2年以上の株式保有契約を他の株主と締結し税務当局に提出していることや、相続後4年間の継続保有、相続後3年以上の事業継続などの要件がある。</p> <p>従来は、6年間の継続保有、5年以上の事業継続が要件だったが、改正により2007年9月26日より要件が緩和された。</p>	<p>特定事業用宅地の80%評価減</p> <p>他の事業用宅地の50%評価減</p> <p>農地等に係る相続税の納税猶予</p> <p>非上場株式の相続税の納税猶予</p> <p>一定の要件を満たす場合、一定の相続税額を納税猶予。5年間の事業継続、雇用8割維持など要件あり。</p>

参照 全国女性税理士連盟 第42回 研究報告『財産と事業の承継』156頁（2009年）
（補足）アメリカは2010年度のみ相続税廃止、翌年度から最高税率35%控除額500万ドルで相続税制は維持された。

という問題がある。これは現行の課税方式が法定相続分課税方式、すなわち、民法の法定相続分により遺産分割したと仮定して相続税額の全体を計算するからである。

- 例、1）甲は遺産額500,000,000円のうち60,000,000円を相続し、残りは他の相続人2名が相続した。
- 2）乙は遺産額180,000,000円を3人の相続人と均等に相続した。相続金額は60,000,000円。
- 3）丙は遺産額60,000,000円を単独で相続した。

相続税額を計算する。

甲の場合は、遺産額500,000,000円から基礎控除額80,000,000円（50,000,000円+10,000,000円×3）を控除して課税遺産総額420,000,000円を法定相続分で遺産分割したものとして税額計算し相続税額総額を計算すると117,000,000円となり、

実際の取得額に応じて按分すると甲の税額は14,040,000円となる。

次に乙は遺産額180,000,000円から基礎控除額80,000,000円（50,000,000円+10,000,000円×3）を控除して残り100,000,000円を法定相続分で遺産分割したものとして税率を乗じると相続税額総額が13,999,800円となり乙の取得額に応じて按分すると4,666,600円となる。

最後に丙は遺産額60,000,000円を単独で相続しており、基礎控除額60,000,000円（50,000,000円+10,000,000円×1）を控除すると相続税額はゼロとなる。

甲、乙、丙とも取得した財産の額は60,000,000円であるが、納付税額は違っている。相続税を納付する者は取得した財産の額が同じなのに納付税額が他人より高くなるという不公平を甘受せねばならない。これは遺産税的要素が計算過程に組み込まれているからである。課税の公平は租税原則

の根本である。取得する財産が同額であるのに、遺産額の違いにより納付税額が違うという問題は現行課税方式が水平的公平性に欠けるということである。

4-2 相続財産の事後変動

上記の甲の例において、甲の納める相続税額は14,040,000円であるが、他の共同相続人が遺産120,000,000円を隠していたため遺産額の合計が620,000,000円になったとする。これから基礎控除額80,000,000円を控除して、残りの540,000,000

円を法定相続分で遺産分割し、それぞれ税率を乗じると相続税の総額が165,000,000円となり、これを甲の実際の取得額（60,000,000円）で按分すると税額は15,967,742円となる。共同相続人の申告漏れにより他の共同相続人である甲にも、遺産取得額は変わっていないにもかかわらず追徴税額が発生し、これに伴い加算税も付加されるのである。これは現行課税方式が遺産額を基礎に課税するからである。遺産取得課税方式であれば新たに財産を取得した相続人のみが修正申告等を行えばよいこととなる。

図表2 遺産額と税額（垂直的公平，水平的公平）

例1) (単位：円)

	甲	A	B	合計
遺産額	60,000,000	300,000,000	140,000,000	500,000,000
基礎控除額	50,000,000+10,000,000×3=80,000,000			80,000,000
課税遺産総額	500,000,000-80,000,000=420,000,000			420,000,000
相続税額総額	(140,000,000×40%-17,000,000)×3			117,000,000
各人の相続税額	14,040,000	70,200,000	32,760,000	—
税額／遺産額	0.234	0.234	0.234	—

※課税の垂直的公平が保証されていない。
(取得した財産の額は違うが、遺産額に対する税率は同じ。)

例2) (単位：円)

	乙	C	D	合計
遺産額	60,000,000	60,000,000	60,000,000	180,000,000
基礎控除額	50,000,000+10,000,000×3=80,000,000			80,000,000
課税遺産総額	180,000,000-80,000,000=100,000,000			100,000,000
相続税額総額	(33,333,000×20%-2,000,000)×3			13,999,800
各人の相続税額	4,666,600	4,666,600	4,666,600	—
税額／遺産額	0.077	0.077	0.077	—

例3) (単位：円)

	丙	—	—	合計
遺産額	60,000,000	—	—	60,000,000
基礎控除額	50,000,000+10,000,000×1=60,000,000			60,000,000
課税遺産総額	0	—	—	0
相続税額総額	0	—	—	0
各人の相続税額	0	—	—	—
税額／遺産額	0	—	—	—

※課税の水平的公平が保証されていない。
(甲，乙，丙は取得した財産の額が同一で税額が異なる。)

4-3 財産評価特例の効果

小規模宅地等の特例などを適用すると、法定相続分課税方式では減額特例対象の財産は当該財産を取得した相続人のみの税負担を軽減するのではなく、全ての財産取得者に対して減額の効果の恩恵が及ぶというのは不合理である。

遺産取得課税方式であれば、減額対象の財産を取得した者のみが税負担を軽減されることとなる。

4-4 遺産取得課税方式への移行の問題点

課税方式を現行の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に改めた場合、ア. 税額計算の基本構造 イ. 未分割での申告 ウ. 仮想分割・仮想未分割 エ. 普通養子 オ. 世代飛ばし カ. 納税地 などの検討項目がある。

また、遺産取得課税方式への移行については、ア. 基礎控除の額と課税ベース イ. 相続財産全体の把握 ウ. 仮想遺産分割の誘発 エ. 遺産分割協議の停滞 という問題がある²⁶。

4-5 遺産取得課税方式と事業承継税制

遺産取得課税方式への改正は、新しい事業承継税制への対応として検討されてきたが、新税制は、当初予定の課税価格減額方式から納税猶予方式へ転換したため、現行方式の下でも事業承継人以外には税負担の軽減は及ばない仕組みとなっており、遺産取得課税方式への変更理由はなくなりつつある。事業承継税制のあり方については、雇用確保や経済活力の維持の観点から一層の配慮が必要という意見がある一方、事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続（世襲）による事業承継を税制が支援する必要があるかどうかの吟味が必要と指摘されている²⁷。

5 新しい事業承継税制

事業承継税制の成立は各種中小企業団体からの要望や経済産業省及び中小企業庁の主導により推進され、政府税調も本件をたびたび論じている。

すなわち、『税制調査会 抜本的な税制改革に

向けた基本的考え方』(2007(平成19)年11月20日)²⁸において、事業承継税制はそれだけを検討するのでなく、相続税制との関係の中で全体を見直して検討を進めるべきであるとされている。

次に、2008(平成20)年度税制改正の要綱(2008(平成20)年1月11日閣議決定)²⁹では、相続税の課税方式を現行の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式³⁰へ改正することの検討、格差固定化の防止、老後扶養の社会化への対処などの課題を踏まえて、相続税の総合的な見直しを検討することとされた。その後、『税制調査会 2009(平成21)年度の税制改正に関する答申』(2008(平成20)年11月)³¹においては相続税の課税方式の見直し等については、国民の合意を得ながら議論を進める必要があるとして継続的課題とされた。

2008(平成20)年度税制改正の要綱では、相続税の納税猶予制度のみであったが、2009(平成21)年度税制改正で成立した事業承継税制においては、贈与税の納税猶予制度が創設された。

2009(平成21)年度税制改正で成立した事業承継税制は、非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例及び非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例である。

5-1 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例³²

この特例を受けるためには、相続開始前に、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法という。)に基づき、会社が計画的に事業承継の取り組みを進めていることについて、経済産業大臣の確認を受けておかなければならない。また、相続開始後に、経営承継円滑化法に基づき、会社の要件、先代経営者(被相続人)の要件及び後継者(相続人等)の要件を満たしていることについての経済産業大臣の認定を受ける必要がある。

この特例は、経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業の後継者である相続人等(先代経営者の親族である経営承継相続人等)が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける中小企業者である非

上場会社の株式又は出資（非上場株式等という）を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税のうちその非上場株式等（相続前から経営承継相続人等が既に保有していた株式を含め、発行済株式総数の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税については、その経営承継相続人等の死亡等の日まで、その納税を猶予するというものである。

特例適用の手続としては、特例の適用を受ける旨を記載した相続税申告書をその申告期限までに所轄税務署長に提出するとともに、その申告書に特例の適用を受ける非上場株式等の明細及び特例分の相続税額の計算に関する明細など所定の事項を記載した書類を添付しなければならない。

納税猶予分の相続税額（株式等納税猶予税額という）は、納税猶予の対象となる非上場株式等のみを相続するとした場合の相続税額から、その非上場株式等の20%のみを相続するとした場合の相続税額を控除した残額をいう。経営承継相続人等以外の相続人は、通常の計算方法で相続税額を算出することとなる。この特例計算を適用することはできない。

この納税猶予が打切られ株式等納税猶予税額を納付しなければならない主な場合は、第一に、経営承継期間（5年間）内において、その後継者が会社の代表権を失う等、認定の取り消し事由に該当する事実が生じた場合であり、納税猶予税額の全額を納付しなければならない。第二に、経営承継期間（5年間）経過後において、特例非上場株式等を譲渡等した場合である。譲渡等した株式数の割合に対応する株式等納税猶予税額を納付しなければならない。いずれの場合も相続税の法定申告期限からの利子税を併せて納付しなければならない。

猶予税額の納付が免除される主な場合は、経営承継相続人等が特例非上場株式等を死亡のときまで保有し続けた場合や申告期限後5年を経過した後に、特例非上場株式等を一定の親族に贈与し、

その親族が非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受ける場合である。なお、免除を受けるためには納税地の所轄税務署長に免除届出書の提出が必要である。

なお、この適用を受ける場合には、納税猶予期間中の継続届出書の提出が必要である。経営承継期間（申告期限の翌日から5年間）内は1年ごと、その後は3年ごとに税務署長に届出書を提出し納税猶予の要件を継続して満たしていることを明確にしなければならない。

納税猶予の適用を受けるためには、相続税申告書の提出期限までに、相続等により取得した非上場株式等が共同相続人等によって遺産分割されていないなければならない。

さらに、納税猶予税額及び利子税の額に相当する担保を提供しなければならないが、特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税猶予税額及び利子税の額に相当する担保の提供があったものとみなす。

なお、この特例は平成20年10月1日以降の相続等に係る相続税について遡及して適用される。

5-2 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例³³

この特例を受けるためには、相続税の納税猶予制度と同様に経営承継円滑化法に基づいて会社が計画的に事業承継の取り組みを進めていることに関して経済産業大臣の確認を受ける必要がある。また贈与後に同法に基づいて、会社の要件、先代経営者（贈与者）の要件及び後継者（受贈者）の要件を満たしていることについて経済産業大臣の認定を受ける必要がある。これは非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例と同様である。

この特例は中小企業の後継者（先代経営者の親族である経営承継受贈者）が、その贈与者から贈与により経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の保有株式等の全部（ただし、贈与した結果、後継者の保有割合が贈与前から既にその後継者が保有していたものを含め発行済み株式総数の3分の2に達するまでの部分を上限とする。）を取得し、

その会社を経営していく場合には、贈与者の死亡の日まで、経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限る）に対応する贈与税の納税を猶予するというものである。

贈与税の納税猶予の特例は相続税の納税猶予の特例を基礎としているが、相違している適用要件等もある。経営承継受贈者は贈与時に20歳以上であり、事業承継される会社の代表権を有していること、役員就任から3年以上経過していることなどが要件とされている。

贈与者が死亡した場合には、贈与税の納税猶予額は免除される。経営承継受贈者が贈与により取得し納税猶予の対象となっていた非上場株式等は、相続等により取得したものとみなし、贈与の時における価額と他の相続財産とを合算して相続税を計算する。

このとき、経営承継円滑化法による経済産業大臣の確認を受けた場合等においては納付すべき相続税について相続税の納税猶予の特例を適用することができ、納税猶予分の相続税額は、相続税の納税猶予を受けようとする株式等（特定相続非上場株式等という）の価額をその贈与者に係る相続税の課税価格とみなして計算した相続税額の80%である。

なお、この特例は、平成21年4月1日以降の贈与に係る贈与税について適用される。

6 事業承継税制の検討と方向性

6-1 事業承継税制の利用

事業承継税制に対して賛否両論があるが、最近ではこの税制の必要性は広く認められている。事業承継税制が成立する以上は、多くの中小企業者にとって円滑な事業承継を進めるため広く利用されるべきである。平成23年3月末において大臣認定は382件、大臣確認は1,899件³⁴であり、制度創設から期間が経過していないが、今後広く利用されていくと考えられる。

6-2 制度改正への提言

2009(平成21)年度税制改正により成立した事業承継税制によって、事業承継に関する税負担の問題は前進したが、まだ問題点が残されている。第一に、事業承継税制の対象企業の範囲が狭い。対象となる企業は、中小企業基本法に規定する中小企業者に限定されているが、事業承継税制の目的は雇用を確保し技術の承継を図ることで地域経済を活性化させ、日本経済の国際競争力を維持向上させることであるならば、対象会社を全ての非上場会社とすべきである³⁵。

第二に納税猶予制度の問題であるが、対象株式の範囲が狭い。また納税猶予を課税価格の80%に限定している。相続税の納税猶予の対象を株主総会の特別決議の要件を前提として、発行済議決権株式等の総数の3分の2を限度とすることとしているため、実際に納税猶予の対象となるのは、その53%程度でしかない。中小企業者の場合には、株式を経営者が100%所有しているケースも多く、この限度割合は外すべきである。また納税猶予を課税価格の80%と限定せずこれ以上の猶予を認めるべきである。

第三に、後継者選定の柔軟化の問題がある。相続外事業承継を考慮すべきである。近年は経営者の親族が承継せず、親族外承継の割合が増加している。少子高齢化社会の影響で親族以外のものが承継する割合が増加し事業承継全体の38%に及ぶ³⁶。

事業承継税制の立法趣旨は、雇用の確保、技術の伝承、地域経済の活力維持であるならば、会社存続のために経営能力や事業意欲のある社員が親族外承継をする場合などについては何らかの配慮が必要である。中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による金融支援は親族外承継でも対象となるので、税制面においても救済できる措置が必要である³⁷。

第四に、事業用資産に対する軽減措置を考慮すべきである。諸外国の事業承継税制と比較すると我が国ではまだまだ事業用資産に対する軽減等を考慮する余地がある³⁸。

7 終りに

事業承継税制は、中小企業の重大な経営問題である事業承継を円滑に進めるため税制面で優遇するので、課税の公平性という観点から問題があるのではないかという懸念がある。日本経済の低迷の中、雇用を維持し地域経済を活性化することを重視するのか、それとも税収の確保、富の再分配という相続税本来の目的に重点を置くのかにより事業承継税制の位置づけが変わる。

相続税は被相続人の死亡により財産を処分することを存在理由としているが、事業の継続又は企業の存続、それによる雇用の維持、地域経済の活性化など別の価値によって制約されるべきではないか。従来の考え方では、相続税の課税を通じた富の再分配、人生の初期設定における平等といった価値の実現を重視すべきであるという意見が強い³⁹が、東北大震災以後の経済の悪化、経済復興への強い要請、円高と国際競争力の低下など国難といわれる状況に鑑み、地域経済の活性化、技術の伝承、雇用の継続確保などを重視すべきであり、ドイツ、イギリスなど諸外国と同様に事業承継を相続税に優先させること⁴⁰が必要であり、事業承継税制の強化が必要であると考えられる。

以上

注) 引用・参考文献

- 1 財団法人全国法人会総連合, 2007. 『わが国と諸外国における事業承継税制の制度比較 2007(平成19)年5月』
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/images/jigyousyoukei.pdf>
- 2 中小企業庁, 2009. 『事業承継ハンドブック』
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/pamphlet/2010/download/Shoukei.pdf>
- 3 中小企業庁, 2006. 『中小企業白書(2006年版)』
http://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyo/h18/H18_hakusyo/h18/index.html
- 4 大阪商工会議所, 2007. 『事業承継の円滑化に関する要望参考資料 2007(平成19)年10月』
http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/Iken_Youbou/y1910_23.pdf
- 5 事業承継税制検討委員会『事業承継税制検討委員会中間報告 2007(平成19)年6月』
http://www.jcbshp.com/images/200706_tax_middle.pdf
- 6 大阪商工会議所, 2007. 『事業承継の円滑化に関する要望 参考資料 2007(平成19)年10月』
http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/Iken_Youbou/y1910_23.pdf
- 7 田中治, 2010. 「事業承継税制のあり方」『租税法研究38』pp.88-89.有斐閣.
- 8 田中治, 2010. 「事業承継税制のあり方」『租税法研究38』pp.89.有斐閣.
- 9 財務省, 2010. 『2011(平成23)年度税制改正大綱(2010(平成22)年12月16日)』
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/h23zeiseitaikou.pdf>
- 10 参照条文, 民法第886条から第890条, 第900条, 第902条, 第1028条など。
- 11 参照条文, 民法第882条, 第896条, 第909条, 第1031条など。
- 12 水野忠恒, 2008. 「相続税の根拠と課税方式の変遷」『税研139号』pp.33.日本税務研究センター.
- 13 渋谷雅弘, 2008. 「相続税の本質と課税方式」『税研139号』pp.23.日本税務研究センター.
- 14 渋谷雅弘, 2008. 「相続税の本質と課税方式」『税研139号』pp.23-24.日本税務研究センター.
- 15 税制調査会, 2007. 『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>
- 16 財務省『2008(平成20)年度税制改正の大綱(2007(平成19)年12月19日)』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2008/zei001c.htm
- 17 税制調査会, 2002. 『あるべき税制の構築に向けた基本方針』
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/140614a.html>
- 18 民主党税制調査会, 2008. 『民主党税制改革アクションプログラム』.
<http://www1.dpj.or.jp/news/?num=14851>
- 19 田中治, 2010. 「事業承継税制のあり方」『租税法研究38』pp.93.有斐閣.
- 20 税制調査会, 2001. 『2002(平成14)年度の税制改正に関する答申(2001(平成13)年12月14日)』
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/13124a.html>
- 21 上掲
- 22 上掲

- 23 事業承継税制は政策税制ではないという見解もある。高沢修一, 2008, 『事業承継の会計と税務—我が国の事業承継に関する研究—』森山書店, PP.38
- 24 田中治, 1991. 「相続財産の取得とその評価」『日本税法学会創立40周年祝賀税法論文集』pp.94. 日本税法学会
- 25 「法定相続分課税方式による遺産取得課税方式」とも呼ばれる。三木義一, 2008. 「遺産取得税方式と法定相続分方式の差異」『税研139号』pp.38. 日本税務研究センター
- 26 日本公認会計士協会, 2009. 『中小企業の事業承継税制の論点整理と諸問題の検討』pp.43-45.
- 27 税制調査会『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方(2007(平成19)年11月20日)』
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>
- 28 税制調査会『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』(2007(平成19)年11月20日)
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>
- 29 財務省『2008(平成20)年度税制改正の要綱(2008(平成20)年1月11日閣議決定)』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2008/zei001_a3.htm
- 30 相続税の課税方式には遺産課税方式と遺産取得課税方式がある。前者は遺産税と呼ばれ遺産を対象に課税する制度である。後者は、金子教授によれば「遺産取得税と呼ばれ、人が相続により取得した財産を対象として課税する制度であり、偶然の理由による富の増加を抑制することを目的とする。我が国は、明治38年に相続税を採用して以来遺産税の体系を用いてきたが、昭和25年のシャープ税制以来、遺産取得税の体系に移行した。しかし、「純粋な遺産取得税の考え方を修正し」いわゆる法定相続分課税方式を採用している。
- 31 税制調査会『2009(平成21)年度の税制改正に関する答申(2008(平成20)年11月)』
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/201128a.pdf>
- 32 参照条文。租税特別措置法第70条の7の2、租税特別措置法施行令第40条の8の2、租税特別措置法施行規則第23条の10、租税特別措置法附則第63条。
松山明弘, 安岡彰編, 2010. 『資産税の取り扱いと申告の手引き 平成22年11月改定』納税協会連合会, pp.1158-1191.
- 33 租税特別措置法第70条の7、租税特別措置法第70条の7の3、租税特別措置法第70条の7の4、租税特別措置法施行令第4条の8、租税特別措置法施行規則第23条の9、租税特別措置法附則第63条。
松山明弘, 安岡彰編, 2010. 『資産税の取り扱いと申告の手引き 平成22年11月改定』納税協会連合会, pp.1127-1157. pp.1192-1198.
- 34 四国経済産業局中小企業課への直接取材による。
- 35 日本公認会計士協会, 2009. 『中小企業の事業承継税制の論点整理と諸問題の検討』pp.18.
- 36 大阪商工会議所, 2007. 『事業承継の円滑化に関する要望 2007(平成19)年1月』pp.1.
- 37 日本公認会計士協会, 2009. 『中小企業の事業承継税制の論点整理と諸問題の検討』pp.19-20.
- 38 全国女性税理士連盟, 2009. 『第42回研究報告 財産と事業の承継』pp.154.
- 39 田中治, 2010. 「事業承継税制のあり方」『租税法研究38号』pp.103. 有斐閣.
- 40 財団法人全国法人会総連合, 2007. 『わが国と諸外国における事業承継税制の制度比較 2007(平成19)年5月』
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/images/jigyousyoukei.pdf>

引用・参考文献(著者の姓ABC順)

- 林正寿, 2008. 『租税論』有斐閣
事業承継税制検討委員会『事業承継税制検討委員会 中間報告 2007(平成19)年6月』
http://www.jcbshp.com/images/200706_tax_middle.pdf
- 金子宏, 2004. 『租税法(第9版増補版)』弘文堂
- 木下和夫編著, 2011. 『21世紀を支える税制の論理 第1巻 租税構造の理論と課題(改訂版)』税務経理協会
- 北野弘久, 2004. 『現代企業税法論』岩波書店
- 北野弘久 小池幸造 三木義一編, 1996. 『争点相続税法(補訂版)』勁草書房
- 松山明弘, 安岡彰編, 2010. 『資産税の取扱いと申告の手引き 平成22年11月改定』納税協会連合会
- 三木義一, 2008. 「遺産取得税方式と法定相続分方式の差異」『税研139号』pp.38. 日本税務研究センター
- 水野正一編著, 2005. 『21世紀を支える税制の論理 第5巻 資産課税の理論と課題(改訂版)』税務経理協会
- 水野忠恒, 2008. 「相続税の根拠と課税方式の変遷」『税研139号』日本税務研究センター.
- 民主党税制調査会, 2008. 『民主党税制改革アクションプログラム』.
<http://www1.dpj.or.jp/news/?num=14851>
- 日本公認会計士協会, 2009. 『中小企業の事業承継税制の論点整理と諸問題の検討』
- 日本税務研修センター, 2008. 『税研 vol.23.139号』日本税務研究センター
- 大阪商工会議所, 2007. 『事業承継の円滑化に関する要望 参考資料 2007(平成19)年10月』
http://www.osaka.cci.or.jp/Chousa_Kenkyuu_Iken/Iken_Youbou/y1910_23.pdf
- 渋谷雅弘, 2008. 「相続税の本質と課税方式」『税研139号』日本税務研究センター.

- 租税法学会, 2002. 『シャープ勧告50年の軌跡と課題』 租税法研究第28号 有斐閣
- 高沢修一, 2008. 『事業承継の会計と税務』 森山書店
- 田中治, 2010. 「事業承継税制のあり方」『租税法研究』第38号 有斐閣
- 田中治, 1991. 「相続財産の取得とその評価」『日本税法学会創立40周年祝賀税法論文集』日本税法学会
- 中小企業庁, 2009 『事業承継ハンドブック』
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/pamphlet/2010/download/Shoukei.pdf>
- 中小企業庁, 2006. 『中小企業白書 (2006年版)』
http://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/hakusyo/h18/H18_hakusyo/h18/index.html
- 財務省, 2010. 『2011(平成23)年度税制改正大綱 (2010(平成22)年12月16日)』
<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/h23zeisei/taikou.pdf>
- 関子善信, 2010. 『税法概論 (7訂版)』大蔵財務協会
- 全国法人会総連合 2007年 『わが国と諸外国における事業承継税制の制度比較 2007(平成19)年5月』
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/images/jigyousyoukei.pdf>
- 税制調査会, 2001. 『2002(平成14)年度の税制改正に関する答申 (2001(平成13)年12月14日)』
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/13124a.html>
- 税制調査会, 2002. 「あるべき税制の構築に向けた基本方針」2008(平成20)年度税制改正の要綱 (2008(平成20)年1月11日閣議決定)
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2008/zei001_a3.htm
- 税制調査会 『2009(平成21)年度の税制改正に関する答申』 (2008(平成20)年11月)
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/201128a.pdf>
- 税制調査会, 2007. 『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方2007(平成19)年11月20日』
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>
- 全国女性税理士連盟, 2009. 『第42回研究報告 財産と事業の承継』

以上